



お知らせ

Kirayaka Financial Group

平成19年1月より、 10万円を超える現金によるお振込み等を行う際にも、 本人確認書類の提示が必要となりました。

平成19年1月4日より、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が施行されたことに伴い、口座の開設や200万円を超える大口の現金取引のほかに、10万円を超える現金による振込み等を行う場合なども、新たに「本人確認書類」の提示が必要になりました。

ATMでのお取引

- ATMでは、10万円を超える現金によるお振込みができません。
- キャッシュカードをお持ちのお客様は、カードでのお振込みをご利用ください（ただし、口座開設の際に「本人確認手続き」がお済みでない場合は、お振込みできないことがあります）。
- キャッシュカードをお持ちでないお客様は、窓口でのお振込みをお願いいたします。

窓口でのお取引

- 10万円を超える現金による次のお取引の場合は、お客様の「ご本人確認」が必要となります。「本人確認書類」をご提示ください。
 - お振込み
 - 学校の入学金・授業料・公共料金・保険料等の払込み
 - 小切手のお支払（振出人ご本人の場合を除きます）
 - 株式配当金のお受取 など
- 口座開設の際に「本人確認手続き」がお済みでないお取引口座からの10万円を超えるお振込み等、一部のお取引については、別途「ご本人確認」をさせていただいたうえでのお取扱となります。

「本人確認」は、マネーロンダリングやテロ資金供与防止のための国際的な取組みの一環として講じられている措置です。ご理解とご協力をお願いいたします。